

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

平成27年 2月20日 条例第15号

最近改正：令和3年11月30日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員（法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者（地方公務員法第6条第2項の規定によりその権限の委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされ

る業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、市民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提

供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号）

第13条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条

第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項の条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	331,500円

2	374,600円
3	417,200円
4	473,300円
5	549,900円
6	642,500円
7	750,700円

2 特定任期付職員の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき場合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

3 特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額を超える額とすることができる。

- 4 特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、組合規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(任期付短時間勤務職員等の給与の特例)

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）の適用を受ける職員を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定による給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を組合規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(職員の給与に関する条例の適用除外等)

第9条 給与条例第5条から第7条まで、第12条から第13条まで、第15条、第18条、第20条から第22条までの規定並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第3条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条、第26条及び第29条の規定の適用については、第25条中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、第26条第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び特定任期付職員」と、第29条中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」とする。

- 3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」と、同項中「定める額」とあるのは、「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例

第15号) 第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあつては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額) 」とする。

第10条 給与条例第12条から第13条まで、第15条及び第17条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第1項の規定の適用については、同項中「及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」とあるのは、「、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年条例第15号)第8条に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「採用された職員」とあるのは「採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年条例第15号)第8条に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

第11条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第6条及び第8条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日条例第13号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月2日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第3項の規定により読み替えて適用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）の規定に基づいて職員に支払われた平成27年12月1日を基準日とする期末手当は、改正後の条例第9条第3項の規定により読み替えて適用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定による同日を基準日とする期末手当の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成28年11月30日条例第20号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて平成28年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事

項は、管理者が定める。

附 則（平成30年 2月28日 条例第 3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

（施行の細目）

2 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴うその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成31年 2月22日 条例第 3号）

この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（令和元年12月16日 条例第14号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2条の規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。

2 第 1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 7条の規定は、平成31年 4月 1日から適用する。

附 則（令和 2年12月17日 条例第11号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2条の規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

2 第 1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 9条の規定は、令和 2年12月 1日から適用する。

（施行の細目）

3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和 3年11月30日 条例第 4号）

この条例は、令和 3年12月 1日から施行する。ただし、第 2条の規定は、令和 4年 4月 1日から施行する。